

令和3年度 国土地理院コンプライアンス推進計画

1. コンプライアンス推進体制

(1) コンプライアンス推進本部

平成25年4月に設置した院長を本部長とする「国土地理院コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）によるコンプライアンスの推進体制を継続し、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図る。

(2) コンプライアンス・アドバイザリー委員会

平成25年に推進本部と同時に設置した外部有識者で構成される「国土地理院コンプライアンス・アドバイザリー委員会」（以下「委員会」という。）において、コンプライアンス推進の取組結果及び次年度推進計画について、委員の意見を伺い取組等に反映する。

なお、不適切な事案が発生した場合には、委員会に調査結果等を報告し、委員の意見を伺い、再発防止対策等に反映する。

(3) 地方測量部・支所におけるコンプライアンス推進体制

「コンプライアンス推進責任者（地方測量部長及び支所長）」（以下「推進責任者」という。）は、地方測量部及び支所（以下「地方測量部等」という。）におけるコンプライアンスの取組を効率的・効果的かつ自律的に推進するため、推進本部と情報共有を行い、取組の連携を図る。

2. 職員のコンプライアンス意識向上の取組

テレワークの増加など働き方が変化してきている中、職員一人一人がコンプライアンスの意識をより自覚することが必要であるため、研修・講習会等における各種法令・規範に関する遵守の周知をはじめ、日頃からコンプライアンスについて振り返ることができる体制作りについて工夫する。

なお、各取組に当たっては新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら、感染拡大防止対策を講じて実施する。

(1) 研修におけるコンプライアンスに関する講義の実施

① 原則として、国土地理院が主催する全ての階層別研修にコンプライアンスの講義を設け、関係法令に関する講義を実施し、その遵守の必要性の理解を深めるとともに、違法性の認識について理解を深める。

講義は、研修員同士が意見を出し合い、自分の身近な問題として捉え理解を深めることができるように「グループ討議」、「研修教材用動画視聴」、「セルフチェック」等を活用する。

② 新任の課長等を対象とする「課長級研修」では、外部講師を招いた講義を設けるとともに、当該講義を広く活用するため、研修員以外の管理職員（補佐相当職以上を含む。）はWeb講義を受講可能とする。

③ 国土交通大学校、人事院等他機関での研修及び公正取引委員会における啓発等を目的とした研修会等にも積極的に参加する。

(2) コンプライアンスに関する講習会等の実施

原則として職員全員（休職者等を除く。）が、以下の講習会等に年1回以上参加する。

- ① コンプライアンスの概念や国土院発注者綱紀保持規程（以下「発注者綱紀保持規程」という。）及び国家公務員倫理規程等に基づく職員としての責務、守るべき法令やルール等への正しい理解を深めるため、全職員を対象に、外部専門家等によるコンプライアンスに関する講習会等を年2回以上実施する。なお、講習会等の模様はWeb会議システムにより本院内及び地方測量部等に同時配信するとともに、動画を内部ページに掲載し、未受講者が後日視聴できる環境を整える。
- ② 地方測量部等においても、独自の開催又は他機関との共催により講習会等を実施することとする。なお、開催できない場合は、本院からWeb会議システムにより配信される講習会等を聴講することはもとより、他機関が開催する講習会等へも積極的に参加する。
- ③ 発注者綱紀保持及び公務員倫理の意義と重要性を周知し、入札関係その他の不祥事の防止を図ることを目的に、本院担当職員がコンプライアンスに関する講義を実施する。

(3) コンプライアンス・ミーティングの実施

- ① 職員相互間でコンプライアンスに関する再確認や意見交換を行うことにより、コンプライアンスに関する意識の向上を図るため、コンプライアンス・ミーティング（以下「ミーティング」という。）を年1回以上実施する。なお、ミーティングは、原則として職員全員（休職者等を除く。）が参加する。
- ② ミーティングに際しては、職員が自分自身の問題として考えることができるよう、なるべく身近な事例をテーマとして選定し、職員一人一人の理解が深まるよう工夫する。
- ③ ミーティングをはじめ、様々な機会を通じて職場でのコミュニケーションを活性化し、不祥事が起きにくい風通しの良い職場環境を整備する。

(4) 発注者綱紀保持の周知徹底

- ① 国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図るために、関係法令の遵守はもとより、発注者綱紀保持規程について周知徹底を図る。

特に、外部の者からの不当な働きかけに関する報告のみならず、院内の他の職員による発注者綱紀保持規程違反に関する報告についても、以下の事項について、研修等において周知徹底を図る。

 - 一 発注担当職員に対して、院内の他の職員が発注情報を要求する行為についても、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること
 - 二 報告は職員に課された義務であること
 - 三 報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること
 - 四 報告を怠った場合には処分があること
- ② 発注者綱紀保持に関する基本的な理解度を職員自らが確認するためのセルフチェックを行う。加えて、職員自らが実施した結果を直ちに知ることができるよう改良する。なお、セルフチェックは、原則として職員全員（休職者等を除く。）が実施する。その実施状況・正誤状況について把握し、必要なフォローアップを行う。

(5) 国家公務員倫理の周知徹底

- ① 国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、国民の信頼を確保するために、国家公務員法、国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程の遵守について、研修及び国家公務員倫理月間等の機会を通じて周知徹底を図る。
- ② 服務・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するためのセルフチェックを行う。その結果を集計し、職員に周知することで、更なる職員の倫理意識の向上を図る。なお、セルフチェックは、原則として職員全員（休職者等を除く。）が実施するものとする。

(6) 文書情報管理の周知徹底

職員が適正に文書管理を行うために、「公文書管理の適正の確保のための取組について」等の趣旨について、研修及び国土交通省文書整理月間等の機会を通じて周知徹底を図る。

(7) 個人情報保護の周知徹底

個人情報の保護の重要性と適切な取扱いについて、研修等を通じて「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等の関係法令の周知徹底を図る。

(8) ハラスメントの防止

- ① セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止について、研修及び国家公務員ハラスメント防止週間等の機会を通じて周知徹底を図る。
- ② 苦情相談員の相談窓口等について周知徹底し、相談しやすい体制の整備に努める。

(9) コンプライアンスに関する情報提供

コンプライアンス意識の啓発を促すため、不祥事事例等の情報を、適宜定例会議等において提供する。

(10) コンプライアンス指導者の養成

国土交通大学校で実施している「コンプライアンス指導者養成研修」に、コンプライアンスに関する担当職員を順次受講させ、コンプライアンス指導者として必要な能力の向上を図る。

3. 事業者との適切な対応

(1) 事業者に対する発注者綱紀保持規程等の周知

- ① 国土地理院ホームページに、有資格業者を対象とした発注者綱紀保持の取組やコンプライアンス推進計画等を掲載し、協力依頼を行う。
- ② 執務室入り口等に、発注者綱紀保持に関するポスター及び入室にあたっての協力依頼文書を掲示するとともに、測量業務の一般競争参加資格者に送付する参加資格認定通知書に、発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼のリーフレットを同封する。

(2) 事業者との応接ルール等の徹底

事業者との応接にあたっては、公正かつ適正に行うとともに、国民の疑惑や不信を招かないよう必要最小限の対応に留め、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応するなど、引き続き対応ルールの徹底を図る。

4. 入札契約手続の見直し及び情報管理の徹底

(1) 入札契約手続の見直し

不正が発生しにくい入札契約制度の見直しを継続して実施する。

- ① 予定価格調書の作成時期を極力後倒しして、予定価格漏洩の防止を図る。
- ② 総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離を進め、両方の情報を知る機会とその情報を知る者の数を限定するとともに、国土地理院総合評価技術審査会において発注案件ごとに技術審査・評価業務の実施体制をチェックすることにより、コンプライアンスの更なる徹底を図る。

(2) 情報管理の徹底

- ① 「発注情報管理マニュアル」を周知徹底し、発注事務に関する情報管理の徹底を図る。
- ② 「発注情報管理マニュアル」2. 情報の適切な管理(4)に規定する「発注事務に関する書類の管理その他発注事務に関する情報への不正なアクセスの予防」について、発注担当職員の所属長が行う調査・点検の周知徹底を図る。

5. コンプライアンス関係通報窓口の周知と適正な運用

通報窓口への通報は、違反行為の未然防止や事態の深刻化を回避する正しい行為であること、通報した職員は不利益にならないことの周知を行い、通報しやすいものとするよう取り組む。また、通報があった場合には、通報者の保護等を徹底した上で迅速かつ的確な対応を行う。

6. 監査の強化・充実

令和3年度定期監査実施計画において、コンプライアンス推進の取組に関する監査を重点事項として位置付け、本推進計画の取組状況について監査を実施する。

なお、令和3年度監査予定の地方測量部等においては、部長等管理職員及び発注担当職員に対し、コンプライアンスに関する認識及び取組状況についてヒアリングを実施する。併せて、事業者との対応に関する職場環境の整備状況及び事業者との応接方法について監査を実施する。

7. 取組内容の報告と事例の活用

(1) 取組内容の報告

推進責任者は、地方測量部等における本推進計画の実施状況について本部長に報告するとともに、適宜、推進本部と意見交換を行う。

(2) 好事例、推奨事例の活用

各所属で実施したコンプライアンス推進に係る取組のうち、好事例、推奨事例と判断される取組については、他の所属でも積極的な活用が図られるよう院内に水平展開し、更なるコンプライアンス推進の強化を図る。